

介護保険住宅改修の申請について（償還払い）

1 申請方法

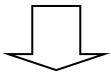
（1）事前申請

「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給にかかる事前提出書」を提出してください。

- ・医療機関等に入院中の場合は、退所（院）の一月前から申請が出来ます。退所（院）予定年月日を添付する理由書に記載してください。
- ・着工日、完成日は予定の日付を記入してください。

<添付書類>

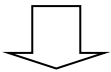
- ① 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成）
- ② 住宅改修費見積書・内訳書（参考様式あり）
※見積書には、特に宛名（被保険者氏名）、日付を忘れないようにしてください。
- ③ 住宅改修完成予定写真・図面 ※写真には、撮影日を入れてください。
※写真は、改修部分の状態やその周辺が載るようなものを添付してください。写真だけで把握しづらい場所は、図面も必要です。（階段などの長い箇所や、動線がわかるように。）
- ④ 住宅改修の承諾書
※住宅の所有者が本人以外の場合のみ必要です。



（2）審査

事前申請書類により町が工事予定内容の審査を行います。

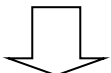
事前申請後審査に一週間程度の時間を要します。審査後、介護保険住宅改修事前承認(不承認)通知書を被保険者様あてに郵送いたします。



（3）住宅改修工事施行

承認の結果通知が届きましたら、着工してください。

費用の負担は、一旦全額負担していただき、審査後に本人の負担割合額が控除された金額が指定の口座に振り込まれます。



（4）完了報告

住宅改修工事が完了しましたら、「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書」を提出してください。

<添付書類>

- ① 領収書（原本）
※本人負担額（10割）を明記すること。申請済の確認スタンプを押した後、返却します。
- ② 住宅改修費請求書・積算内訳書
- ③ 改修前・改修後の写真 ※写真は、改修部分全体が分かるものをご用意ください。
- ④ 委任状 ※本人以外の口座へ振込を希望する場合のみ。

事前申請提出後～工事完了までの間に工事内容の変更があった場合は、理由書作成者と町に、変更内容について連絡をしてください。